

吉川元著

『国際安全保障論——戦争と平和、そして人間の安全保障の軌跡——』

(有斐閣、二〇〇七年)

清水 奈名子

## 一 はじめに

しばしば、人類の歴史は戦争の歴史であったと言われる。古代に遡ればギリシヤの都市国家間紛争を叙述したトゥキディデスの『戦史』をはじめとして、その後も多くの歴史書が共同体間の紛争を武力で解決する人類の歴史を刻んできた。その結果、「戦争と平和」をめぐる問題は、古今東西常に多くの思想家たちの考察対象となってきたのである。

時代はくだって「戦争の世紀」と呼ばれた二〇世紀が終わり、二一世紀を迎えた今日においてなお、各地で武力紛争が続いている。冷戦終焉を受けてようやく平和が実現するのではという楽観論は裏切られ、ユーゴスラヴィアやルワンダなどで、かつての隣人同士による「民族浄化」やジェノサイドが発生した。さらに今世紀に入ると、米国同時多発テロ事件をきっかけとする「テロとの戦争」が繰り返られること

になった。また、旧約聖書の時代から紛争の絶えないパレスチナでは、イスラエルとパレスチナ人勢力の間だけでなく、パレスチナ人内部の権力抗争が武力紛争にまで発展している。

果てしない殺戮と破壊という出口の見えない事態を前にして、今改めてなぜ国家間に戦争が発生し、人々は民族や宗教の違いを持ち出して内戦を繰り返るのかについての、理論的かつ体系的な考察が求められているのである。

本書は、二〇世紀後半から二一世紀初頭にかけての国際安全保障論の包括的な研究という作業を通して、この困難な課題に突き合っている労作である。その中核にある問題意識とは、「国際平和とはどのような平和であり、安全保障とは誰の安全であったのか(IV頁)」という著者の問いかけに要約できよう。

それは、従来自明とされてきた平和観と安全保障観を、根底から問い直す批判的な視座を讀者に提供している。問題となるのは、一九四五年度の国際連合(国連)創設によって確立された国際安全保障体制が、「国家間の戦争の不在」としての平和と安全保障にその関心を集中させてきたことにある。その一方で、各国内の甚だしい人権侵害状況には沈黙してきた結果、一人ひとりの人間の安全を犠牲にした国際的な安全保障体制、という逆説的な事態が冷戦期を通じて続くことになった。

その矛盾を豊富な事例研究によって明らかにすると同時に、冷戦後の世界においては、この国家中心的な安全保障観が、個々の人間の安全保障を視野に入れた概念へと転換されつつある動向を明らかにしている点だが、本書の議論を特色づけている。すなわち、二一世紀における安全保障とは、人間の安全という次元から認識されなければならないというのである。

これまでの国際的な安全保障体制の研究が、ほとんど専ら国家の安全についての研究であったことを想起するならば、「それでは人間の安全はどうなるのか」という本書の議論を貫く問いかけは、戦争と平和の問題を人々の安全の問題として捉え直す、新しい視座を提供していると言える。

さらに本書の後半部分では、こうした人間中心的な安全保障観が、単に学者の議論のレベルにとどまるものではなく、具体的な国際機構の活動として実現している事例を紹介することで、国家中心的な従来の安全保障体制が抱える問題を乗り越えるための示唆的な議論を展開している。

次節では、以上のような問題意識のもとに執筆されている本書の序論部分を紹介しながら、著者が現代世界における「戦争と平和」に関していかなる問題提起を行っているのかについて詳しく検討する。

## 二 序論 安全保障パラダイムの転換

はじめに著者は、現代世界の安全保障について考察するうえで注目すべき問題の提起を行うと同時に、本書で使用される主要概念の定義を行っている。

まず問題とされるのは、平等な主権国家によって成り立つ体系としての西欧国際政治体制の危機的状況である。二〇世紀末から二一世紀初頭にかけて「国際政治の常識からすれば、奇妙な現象がいくつも発生している（二頁）」として、次の三点を指摘している。

第一は、自前ではやっていけない「弱い国」が急増している問題である。具体的には、およそ世界の八〇パーセントにあたる一五二カ国が政府開発援助（ODA）を受け取っており、極端な場合にはスーダンやソマリアのように破綻している国家まで存在していることが指摘されている。近年みられる武力紛争の多くはこれらの国々において発生していることから、「弱い国」の存在は国際的な安全保障を脅かす問題となっていると言えよう。

第二は、欧米的な国家基準である「グッドガバナンス」を模範として国家改造を行う国が、中東欧やアフリカ諸国にみられるようになった点である。国内体制がどうであるかは問われないという意味での、従来の主権国家の在り方は大きく異なる点で注目されるのだという。

そして第三は、「国家間の戦争ではなく、国民同士の間で戦われ、それも民族浄化を目的とする、およそわれわれの通念とは異なる奇妙な戦争（二頁）」の増加である。

主権国家が領土保全と内政不干渉原則のもとに並列的な関係を維持するという、古典的なウエストファリア体制は黄昏時を迎えているのだろうか。

これらの問題を提起したうえで、著者はこの主権国家から構成される伝統的な国際関係において、「戦争」や「平和」、そして「安全保障」という概念がどのように定義されてきたかについて整理している。

一六四八年に締結された三〇年戦争の講和条約に由来するウエストファリア体制とは、欧州地域で誕生して以来、国家間紛争の最終的な解決手段としての「戦争」を制度化させてきた体制でもあった。宣戦布告によつて始まり、攻撃対象は軍事的な目標に限定され、一般市民を巻き添えにしないことなどが戦争法規において詳細に規定されていたのである（五頁）。

したがってそこにおける「平和」とは、国家間の武力紛争としての戦争が存在しない状態を意味していた。ゆえに「安全保障」という概念も、前述したように国家の安全の保障を意味し、国防と同義語であった。そして国家の安全を保障するための主要な手段は軍事力であり、

結果として必然的に軍備の近代化と軍拡を招いたのである（同上）。

ところが、主権国家体系における軍拡競争は、その体制特有の分権的な性質から、国家の安全保障を不安定なものとしていった。こうした状況を受けて、平和と安全を制度的に保障するために考案されたのが国際安全保障体制であるという。著者の定義によれば、「国際安全保障（体制）」とは、主権国家の個々の利益に勝る安全保障上の共通の利益を見いだし、地域さらには国際政治体制全体の安全を保障しようとする志向とその制度実現を意味する（六頁）。その初めて試みが国際連盟によつて採用された集団安全保障体制であり、その基本的な枠組みは国連体制として、今日まで受け継がれることになった。

しかし問題となるのは、この国家間の「平和」と「安全保障」との関係である。特に後者の主体を一人ひとりの人間として考えた場合に、国際平和と安全保障の関連性は自明ではなくなるという問題を、著者は次のように表現している。

国際の平和が維持されているからといって、国民が、あるいはエスニック集団が、あるいは人間個々人が、安全であるかという、必ずしもそうではない。国際の平和と安全というもの

は、その安全を国ではなく人間に焦点を据えたときに、平和と安全には必ずしも関連性はないのであり、平和は人間の安全には連動はしない。つまり、国際平和ではあっても、人間の安全は脅かされる状況があるのである(七頁)。

このように平和と安全の関連性をめぐる問題を指摘した後で、「恐怖からの自由」と「貧困からの自由」から成る「人間の安全」を含んだ、包括的安全保障観の意図的なパラダイム転換の必要性が主張されている。それは冒頭の問題提起にあった、主権国家体系や国家間のルールに則った戦争という西欧諸国において生まれた制度が、さまざまな次元において浸食され始めている昨今の現象を分析するうえで、重要な論点であると言えよう。

それでは、その安定性が揺らぎ始めている主権国家体系における安全保障は、今後どうあるべきなのだろうか。この次なる問題を考察する上で必要となるのは、第二次世界大戦以降の国家中心の安全保障観が抱える問題は何であるかを、正確に理解することである。乗り越えるべき問題を明らかにすることが、今後目指すべき方向性を導き出すうえで不可欠となるためである。この作業は、序論に続いて本書の前半部分を構成する第I部において、具体的な事例研究をもとに展開されていく。

### 三 第I部 国家の安全と平和の創造

六つの章から成る第I部では、第二次世界大戦後から冷戦終結にいたる一九九一年までの平和観および安全保障観の形成と変換の過程が、豊富な事例を組み込みつつ、時系列的に主題を設定しながら分析されている。

広範かつ綿密な議論のすべてを紹介することはできないが、著者の分析は次の二つの観点から体系的に構成されている点が、特徴的である。第一に、国家中心の安全保障観が、どのような国際秩序を背景として形成されたのか、という時代状況と理論の関連性に注目する視点である。第二は、国家安全保障がいかなる国際的な規範によって支えられてきたのか、という規範や制度と理論の関連性に注目する視点である。国際的な安全保障体制が、単なる主権国家間の権力追及と勢力均衡の結果なのではなく、国際法と国際機構によって制度化された規範的体系であるというシステムの基本的な性格を正確に把握するうえで、この双方の視角から複合的に捉えようとする著者の研究手法は高く評価できる。

まず第一章において、第二次世界大戦後の国連を中心に構想された国際秩序が、「国際社会を維持するには矛盾に満ちた原則を内包してい

る(三一頁)」点が、その後の冷戦期を通して続く安全保障上の問題につながったと指摘している。というのも、一方で国連憲章は人民の自決、人權の尊重、さらに加盟国の社会経済的發展といった、国内秩序の在り方を国際秩序との関連で認識する、自由民主主義的な色彩の強い性格をもっていた。ところが他方では、主権平等、領土保全、内政不干涉を規定しており、国家中心のウエストフアリア体制の組織原理を補強する側面を併せ持っていたのである。

東西対立の煽りを受けて国連の集団安全保障体制が十分機能できなくなった冷戦期に入ると、安全保障観も後者の国家主権を尊重する国際関係に回収されていくことになる。これが国家中心の安全保障観を形成していくことにつながっていったのである。

具体的には、著者はまず時代状況として米ソ大国間の冷戦構造と植民地の独立に注目している。前者については、東西間の「平和共存」体制がもたらした安全保障上の矛盾が問題とされる。安全保障体制の東西ブロック化と核時代の到来によってもたらされた「恐怖の均衡」の下では、「人類滅亡を回避するためには、現状の平和を維持する以外に選択肢はなかった(四二頁)」ゆえに、軍事的敵対行為の不在として平和が定義されることになった(第二章)。後者は、一九六〇年代にアジア・アフリカ地域の植

民地が「自決権」を梃子として、次々と主権国家の仲間入りをした状況を指している（第三章）。「自決権」が、外部からの介入なしに、その国家の政治的地位を自由に決定する権利を人民に付与した結果、主権平等、領土保全、内政不干渉などその他の国際的な規範と相俟って、主権国家の国内秩序は国際的な問題とされないことになった（第四章）。これらの時代状況を背景にした国際秩序を、著者は次のように説明する。

こうして国内秩序のあり方は不問に付され、そして人権尊重、人間の安全に代わって、東西それぞれの陣営の安全、また第三世界の自立と安全が優先される国際政治秩序が確立されていった（七四頁）。

このように国家間の安全のみが問題とされる安全保障観が確立する一方で、各国内では多くの国民が国家権力の手によって殺害されたことは広く知られている。ソ連、中国、ヴェトナム、カンボジアなどの共産主義諸国をはじめ、西側先進諸国に反共軍事政権として支援されたインドネシアなど、新興独立諸国の多くが採用した開発独裁体制の下でも、多くの国民が犠牲となったのである。国家権力によって殺害された一般市民の犠牲者総数は、二〇世紀だけで

一億七千万人にもものぼるとされ、その数は戦争の直接犠牲者を大きく上回るという（八四頁）。しかしこれらの「人間の安全」の問題が、安全保障論の問題として取り上げられることは、いくつかの例外を除けばほとんどなかったであろう。

その数少ない例外が、欧州安全保障協力会議（CSCE）という、ソ連および欧州東西両陣営諸国の参加によって一九七五年に始まった取り組みであった。この会議が一つのきっかけとなって人権の国際問題化が進み、東側陣営の崩壊につながっていったのであるが（第五章）、その活動の意義については後半第II部の議論においてさらに詳細に検証されることになる。

しかし忘れてはならないのは、冷戦期においては古典的な武力紛争の文脈においても、一般市民の犠牲者数は増大していたことである。百万人以上の犠牲者を出したアルジェリア紛争をはじめとする植民地独立戦争をはじめ、朝鮮戦争やヴェトナム戦争などの民族統一戦争は、東西両大国の介入によって「イデオロギー戦争」となり、凄惨を極めた（第六章）。冷戦期の安全保障をめぐる諸問題が提起した中心的な課題を、著者は次のように問う。

冷戦期の戦争と平和を見みると、西欧的な国際政治体制は、一九六〇年代に非欧州世界を

包み込む、グローバル体制へと発展したが、この国際政治体制のもとでは、国家の安全と人間の安全は、その両方を保障することははたして可能なかという根本的な問題を突き付けているように思われる（二二八頁）。

#### 四 第II部 グローバル化時代の戦争と安全

第I部において詳細に検討された、冷戦期の国家中心的な安全保障観は、冷戦の終焉を契機として大きく転換することになった。その背景となるのがいわゆるグローバル化であるが、本書が着目するのは「欧米的な政治制度、価値・文化のグローバル化」であり、それが戦争と平和にどのような重要な影響を及ぼしているかにあろう（一三二頁）という。

第II部では、冷戦後に進んでいる安全保障観の転換が、次の二つの視点を軸として分析されている。第一は、国内秩序と国際秩序の関連性である。この分析視角は第I部においても採用されていたが、特に第II部のなかでは、自由民主主義的な国内政治体制と国際平和の関連性という文脈において重視されており、八つの章の議論を貫く論点となっている。

第二は、欧州地域における国内統治基準とされた政治体制、すなわち人権尊重、法の支配、民主主義の三つの価値の実現を目指すグッドガ

ヴァナナスが、アジア・アフリカ地域にどのように普及し、受容され、または抵抗を引き起こし、困難に直面しているかという、西欧諸国と非欧州世界の関係性に注目する視点である。長年 CSCE (OSCE・欧州安全保障協力機構へと一九九五年に改称) を中心として、欧州の安全保障体制を専門に研究してきた実績を有する著者は、欧州地域における研究をもとに、欧州以外の地域における展開を議論の射程に取り込むことで、世界的な安全保障体制の動向を描き出そうとしている。地域ごとの研究が主流であった安全保障論において、このような全世界的な認識の志向は本書を特徴づける点として評価できよう。

後半の議論を始めるにあたっては第七章において、冷戦後の世界においてみられた安全保障観の顕著な変化として、自由民主主義的な国内政治体制の確立が、国際平和の実現条件として認識されるようになった経緯が紹介されている。自由権を中心とした人権の保障のためには民主主義の実現が不可欠であり、その民主主義は法の支配によって支えられる。これらの諸原則に拠って立つ国内体制の確立を、国際的な安全保障の達成と初めて制度的に結び付けたのが、前述した CSCE であった。その手法は冷戦後の国連におけるグッドガヴァナナスの主張として取り入れられることになる。

国連がグッドガヴァナナスを求めようになるのは、人々の安全の保障までも追及するようになったからであり、そうしたことが国際社会の安全、国際平和にとっても必要であると考えられるようになったからである(一四〇頁)。

すなわち、国家中心的安全保障観の転換を促す議論として、国内秩序が国際秩序のあり方を規定する議論が登場したのである。それは続く第八章において検証される「民主主義による平和」論へとつながっていく。自由で民主的な国家によって成り立つ国際社会において平和は実現する、という、カント以来受け継がれてきた国際平和思想が、現代世界において再興しつつあるというのである。

具体的事例として、先駆的には CSCE による東欧諸国での自由選挙監視などによる民主化支援活動が当てはまるが、冷戦後にイラク、ソマリア、ユーゴスラヴィア、東チモールなどで問題となった人道的干渉や、民主主義のための戦争と主張された二〇〇三年以降のイラク戦争(第一章)、カンボジア、ボスニア、アフガニスタンなどにおける紛争後の平和構築(第二章)、CSCE が欧州各地において実績を有する予防外交(第三章)なども、すべてこの自由と民主主義を基調とする安全保障観の実践として捉えられている。それは言いかえれば、

国際的な干渉が「民主主義による平和論」によって正当化されることであり、「主権平等と内政不干渉で成り立ってきたウェストファリア体制を根本から変える力を持っている(二五六頁)」のである。

このような欧州起源の安全保障観によって、全世界の平和が本当に実現できるのだろうか。著者は第九章において非欧州地域における民主化の問題を、そして第一〇章では冷戦後に頻発したエスニック紛争を分析し、欧州以外の地域における民主化の試みが、必ずしも平和をもたらしてきたわけではないことを明らかにすることで、この問題の複雑性を浮かび上がらせている。アフリカ地域においては先進国や世界銀行などからの援助に際して民主化やグッドガヴァナナスが条件とされた結果、自由選挙の導入などが試みられたにも拘らず、却って選挙が多数派と少数派の対立を恒久化するなどして、内戦を引き起こしてしまった失敗例が多いことを指摘しているのである。

##### 五 結びにかえて 今後の課題

以上でみたように、冷戦後において人間の安全保障をもその対象とする国際的な安全保障観が出現したことは、冷戦期の過酷な平和論と比較すれば、大きな意義を持っていた。しかしどの時代においてもそうであったように、常に

戦争を行ってきた人類社会に平和をもたらす万能薬はいまだに存在しないことも明らかであろう。アフリカにおける内戦の恒常化、アジアにおける冷戦構造の残存など、欧州とは異なる文明や歴史的経緯をもつ地域への「民主主義による平和」論がどこまで有効な安全保障論であるかを判断するには、まだしばらく時間を要するからである（第一四章）。

さらにイラク戦争にみられたように、民主主義や人権の名の下に個別国家による武力行使が主張されることは、国際の平和を損なうだけでなく、非欧州世界において、欧米諸国とそれらを起源とする価値への反発を増幅させていることは、中東やアフリカ地域における原理主義的な対欧米攻撃行為に示されている通りである。

このように問題は複雑であり、明快な処方箋は期待できない時代において、それでもいかに国際の平和と人々の安全を結び付けていくのか、そのための先人たちの知恵と行動は何であり、また学ぶべき失敗は何であるかを明らかにし、あきらめずに平和のあり方を模索し続ける思考の粘り強さが、何よりも求められている。本書はそのための野心的な営為として、読む者に多くの示唆を与えてくれるのである。